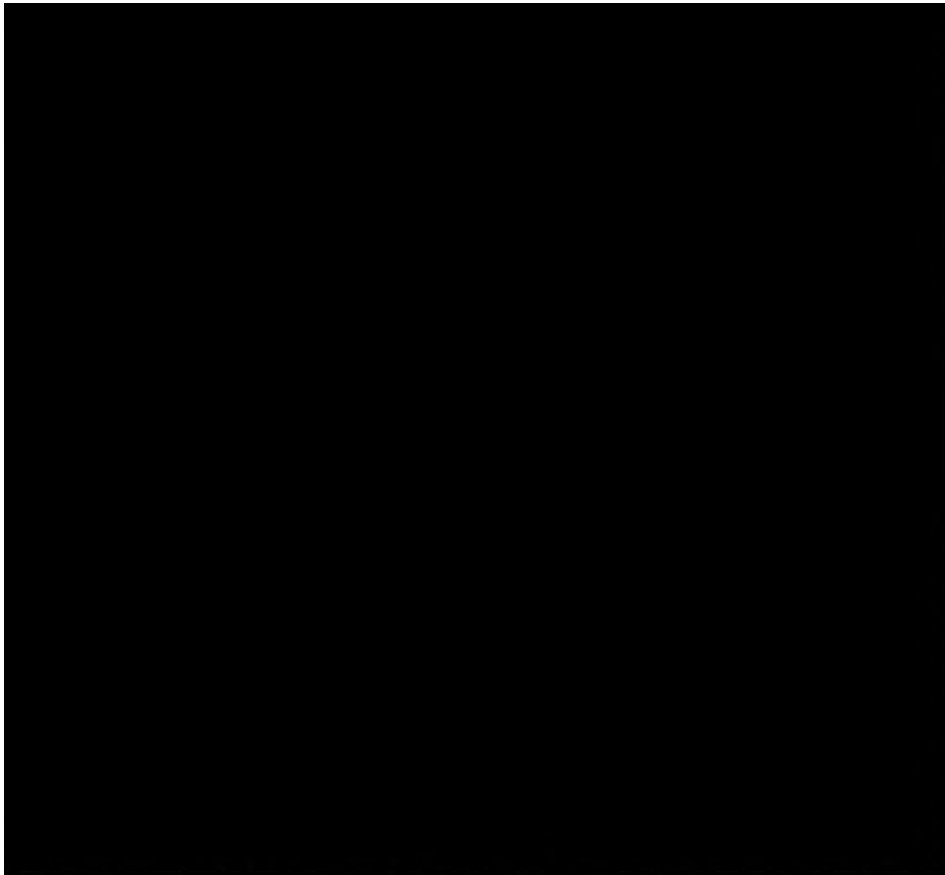


1. 対象物件

- (1)土地 新形町 [REDACTED]
- (2)建物 ①居宅 [REDACTED]
- ②車庫 [REDACTED]
- (3)所有者 新形町 [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

【位置図】



【写真】



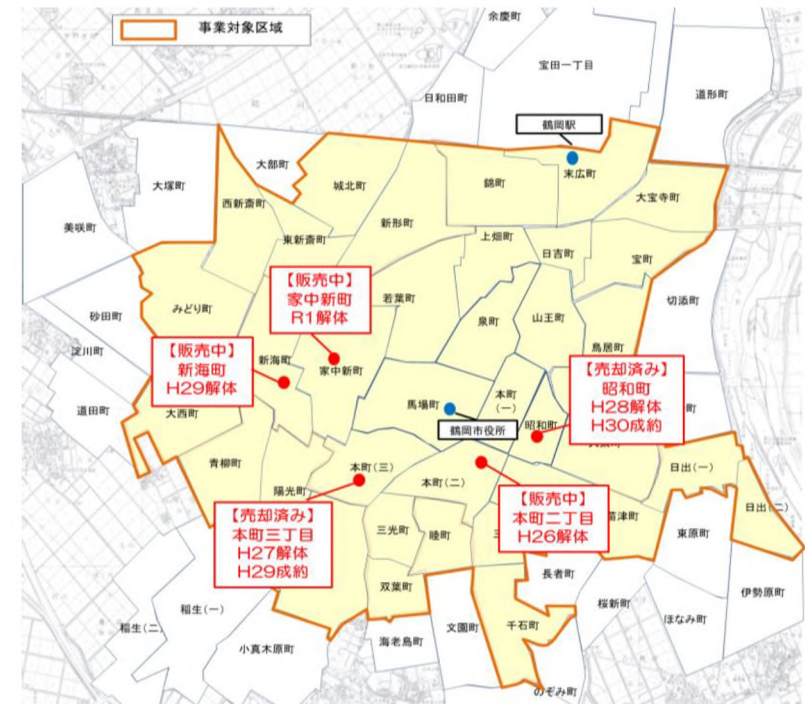
2. 経過

月 日	内 容
令和3年 1月11日	出火(19:08)、火災鎮圧(20:59)、住民が社会死状態で発見
令和3年 9月	相続人二人の <u>相続放棄</u> を確認。
令和4年 2月 8日	所有者不在となり1年が経過し「空き家」となったため、代執行や <u>相続財産精算人の選任制度</u> を活用した <u>中心市街地居住促進事業</u> などの解決策について検討。 代執行は所有者不在のまま活用が出来ないため、中心市街地居住促進事業が有利であると整理。 (環境課、都市計画課)
令和4年 4月26日	家庭裁判所打合せ
令和4年11月 2日	<u>相続財産精算人の選任申立書</u> を、山形家庭裁判所鶴岡支部へ提出
令和4年11月 7日	山形家庭裁判所鶴岡支部より事務連絡 ・ <u>家事予納金</u> の納付手続き(1,004,230円)
令和4年11月29日	<u>相続財産精算人選任</u> の審判。(裁判所より)
令和4年12月 2日	家庭裁判所より、弁護士選任の連絡あり。
令和5年 9月26日	不良住宅等判定委員会に諮り、事業対象住宅への選定を決定した。
令和5年10月25日	建物・土地寄附受納書を弁護士へ通知し、法務局に移転登記を囑託。
令和5年10月27日	移転登記完了。
令和5年12月12日	<u>相続財産精算人選任審判の取り消し</u> (裁判所より)

- ・相続債権者、受遺者に対する公告
- ・相続人の探索公告
- ・相続人不存在の確定

市が寄付を受け解体・整地を進め、解体跡地を若者世帯や移住者に対し住宅用地として供給

■ 中心市街地居住促進事業の対象区域



対象	土地	・道路に接し、再建築可能な土地
	不良住宅	<ul style="list-style-type: none"> ①木造又は軽量鉄骨造の建築物 ②市に建物及び土地を寄付できる ③建物及び土地に賃借権が設定されていない ④寄付後に維持管理に支障を来たすおそれがない ⑤寄付後に災害防止等の措置が不要 ⑥建物及び土地の所有者が市税を完納
	区域	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画対象区域及びその近接区域 ・平成27年度実施空き家実態調査において空き家率が上昇した中心市街地区域
解体・整地実績	平成26年度	1件(1棟)
	平成27年度	1件(1棟)
令和元年度	平成28年度	1件(3棟)
	平成29年度	1件(1棟)
令和2年度	平成30年度	0件(0棟)
	令和3年度	0件(0棟)
令和3年度	令和4年度	1件(2棟)
	令和5年度	2件(2棟)
売却実績	平成29年度	1件(本町三丁目)… 移住希望者が購入
	平成30年度	1件(昭和町)…………… 子育て世帯が購入
	令和5年度	1件(大東町)…………… 若者世帯が購入

